市役所は毎週土曜日を開庁しています（午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く）　毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています

消費者講演会

「薬の正しい飲み方、使い方」

今、服用している薬の名前が言えますか？　どうして食後に服用する薬が多いのか知っていますか？　何でも薬を冷蔵庫で保管している人はいませんか？

これを機会に、薬の正しい知識を身につけましょう。

日時 3月15日㈫午前10時～正午

場所 商工会館202会議室

講師 國實秀和氏（管理薬剤師）

定員 30人

申込み 電話で地域振興課産業振興係へ。

消費者モニター募集

消費者の立場に立った行政を進めるため、市からの求めに対して、普段の生活で気づいたご意見をいただくとともに、消費者問題を共に学び、啓発していく役割を担っていただきます。

内容 モニター会議、消費者セミナー、講演会、見学会、消費者展の企画・実施など

任期 4月1日から1年間

対象 市内在住の20歳以上の方で消費者問題に関心のある方

定員 15人※応募多数の場合は、地域分布や年齢分布を考慮し、選考させていただきます。

謝礼 1回につき2千円分の市内商品券

申込み 応募用紙（地域振興課にあります）で、3月12日までに地域振興課産業振興係（市役所第三庁舎2階）へ。

インターネット下水道モニター募集

資格 4月1日現在20歳以上の都内（島しょを除く）在住で、インターネットが利用できる方（都・区市町村の公務員を除く）

定員 1,000人

内容 アンケート、施設見学会等

任期 4月1日から1年間

謝礼 アンケート回答1回につき図書券500円分

申込み期限 3月21日。くわしくは下水道局ホームページ（http://www.gesui.metro.tokyo.jp/）をご覧ください。

問合せ 東京都下水道局広報サービス課☎03・5320・6511

多摩川で遊ぼう！

毎月第2日曜日に「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に市内の多摩川で自然体験活動をします。

■福生の多摩川を歩こう

日時 3月13日㈰午前9時～正午

場所 中央公園おまつり広場集合（雨天の場合中止）

※あらかじめ申し込んでください。

申込み 環境課環境係

「多摩川で遊ぼう」ボランティア募集

子どもの自然体験をお手伝いいただける方を募集します。詳細は環境課環境係へお問い合わせください。

第22回ふっさ桜まつり

3月25日㈮～4月3日㈰

民踊パレード参加団体募集

ふっさ桜まつり民踊パレードの参加団体を募集します。

日時 4月3日㈰午後2時～3時30分※雨天中止

曲目 福生音頭、桜音頭、交通安全音頭

対象 市内の団体

申込み 申込書（地域振興課にあります）に必要事項を記入し、3月7日までに、地域振興課産業振興係へ。

※3月9日㈬午後6時から説明会を開催する予定です。

「報告会・魅力的な町会・自治会を目指して」を開催します！

福生市町会長協議会　町会・自治会活性化部会

福生市町会長協議会（会長・富士見台町会長溝渕幸太郎氏）では、平成16年から町会・自治会が抱える様々な問題に対し、どう対処したらよいのかを検討するため、協議会内に町会・自治会活性化部会（部会長・武蔵野台一丁目町会長青木健氏）を設置し、市と一緒に検討を進めてきました。

会ではアンケート調査を実施する中で、町会役員・会員の方、町会未加入の方等々の意識の把握につとめ、問題点を明らかにし、今後の課題を検討しました。

市には34の町会・自治会があり、それぞれが独自の歴史と伝統のもとに特色ある活動を展開しています。

町会・自治会は、市と住民の間をつなぐ草の根の自治単位として地域社会で重要な役割を担っています。地域の問題の解決に取り組むことが町会・自治会の主要な役割であり、機能です。そのためには多くの住民の参加を必要とします。

今回の報告会は、検討を進めてきた町会・自治会活性化部会の皆さんが、その検討の成果を発表しますので、市民の皆さんのご参加をお願いします。

また、町会組織等を研究している菊池美代志氏（帝京大教授）によるアドバイスと講評を予定しています。

日時 3月17日㈭午後7時～9時

場所 市商工会館3階会議室

※参加を希望される方は当日直接会場へ。

問合せ 協働推進課協働推進・男女平等推進担当

減免世帯に指定収集袋を交付します！

平成17年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。今年度より対象者を拡大するとともに交付枚数も変更になりました。

対象世帯

①生活保護受給者

②児童扶養手当受給者【18歳未満の子のいる母子家庭で、一定所得以下の方】

③特別児童扶養手当受給者【20歳未満の障害者を養育している世帯で、一定所得以下の方】

④遺族基礎年金受給者【国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方が該当します。）】

⑤老齢福祉年金受給者【明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方】

⑥身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている者で、市民税が非課税の世帯

⑦愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている者で、市民税が非課税の世帯

⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者で、市民税が非課税の世帯

⑨市長が特別の理由があると認めた世帯

※④、⑤について、不明の場合は保険年金課保険年金係にご確認ください。

交付枚数

■1人世帯＝可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

■2人世帯＝可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚

■3人世帯以上＝1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。

※年度途中で申請した場合は、月割りで相当量の交付になります。

交付日時 4月1日～4月28日の月曜～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所 商工会館201会議室

※その他の市役所開庁時間は、環境課清掃係窓口（第三庁舎2階）にて交付。なお、4月30日からは市役所環境課清掃係窓口にて交付。

必要な物

■印鑑（印鑑がない場合は交付できません）

■証書等（①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤老齢福祉年金証書⑥身体障害者手帳⑦愛の手帳⑧精神障害者保健福祉手帳）

ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。

※交付された指定袋を入れて持ち帰るためのバッグ等を各自ご用意ください。

問合せ 環境課清掃係

「ごみの分別・出し方とリサイクルセンターの見学」参加者募集

この「ごみ」は、燃やせるごみ、それとも資源？　出したごみはどのように処理されているの？　など、日ごろ疑問をお持ちの方、現場を見ながら、ごみの分別方法をゲーム感覚で解決してみませんか。

日時 ①3月24日㈭②3月29日㈫、ともに午前9時30分～正午

※参加はどちらか1回。

場所 リサイクルセンター

※集合（午前9時30分）、解散は市役所前庭。会場へはバスで送迎します。

対象 市民（小学4年生以上）

定員 各回先着38人

参加費 無料

申込み 3月7日から電話で環境課清掃係へ。